第27回参議院議員通常選挙

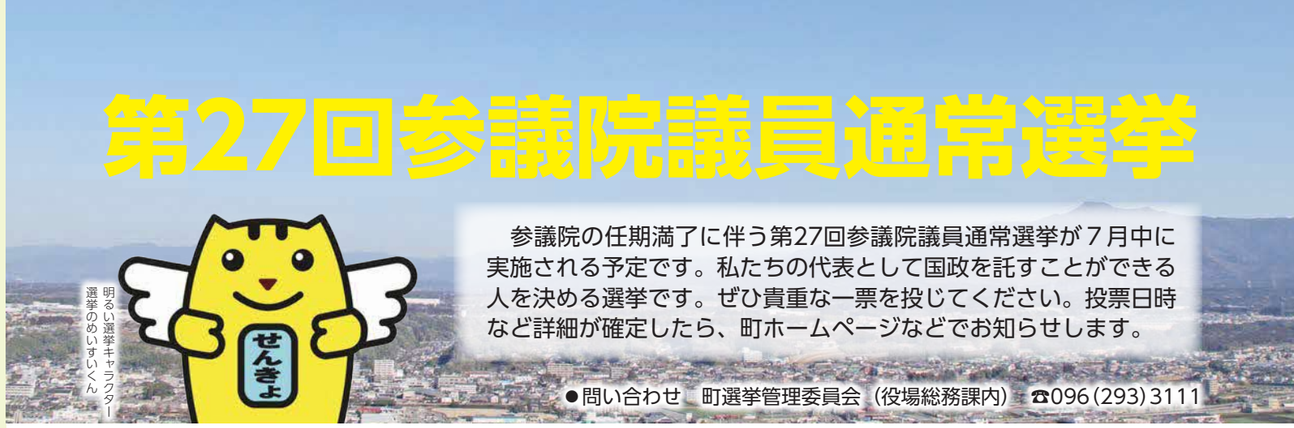

明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

参議院の任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙が７月中に実施される予定です。私たちの代表として国政を託すことができる人を決める選挙です。ぜひ貴重な一票を投じてください。投票日時など詳細が確定したら、町ホームページなどでお知らせします。

●問い合わせ　町選挙管理委員会（役場総務課内）　☎096(293)3111

●投票時間　**午前７時～午後７時**　※期日前投票期間中は午前８時30分～午後８時

●投票方法　①参院選(県選挙区)‥‥候補者の個人名を記入する
②参院選(比例代表)‥‥候補者の氏名または政党などの名称(略称可)を記入する

投票区	投　票　所	行　政　区
第１	内牧地区集会所	内牧
第２	大津東小学校	外牧、錦野、瀬田、大林
第３	岩坂公民館	岩坂
第４	森公民館	鳥子川、吹田、森
第５	大津南小学校	上陣内、中陣内、下陣内 鍛冶、町、下町、中島 灰塚
第６	町生涯学習センター (中央公民館)	立石、上鶴、上鶴南 中学通り、引水、引水東
第７	役場１階多目的室	駅通、室東、室西の一部 新、後迫、緑ヶ丘、上大津 西嶽、水源町・西窪 松古閑・塘町、中央
第８	室小学校	楽善、日吉が丘、室北 室西、北出口、あけぼの
第９	美咲野小学校	美咲野１丁目～４丁目
第10	高尾野公民館	高尾野、新小屋
第11	大津北小学校	下猿渡、御所原、多々良 馬場、宮本、仮宿、米山
第12	野外活動等 研修センター	古城、真木
第13	矢護川 コミュニティセンター	御願所、上中、下中、片俣 護東
第14	護川小学校	上猿渡、小林、今村、杉下 杉上、上の原
第15	人権啓発福祉センター	源場、つつじ台、桜丘
第16	大津東区コミュニティ センター	大津東

投票の方法

①あらかじめ「投票所入場券」をハガキで郵送しますので、投票日または期日前投票期間中に投票所へお持ちください。
②投票時間　期日前投票：午前８時30分～午後８時
投票日当日：午前７時～午後７時
③投票場所　期日前投票：役場１階多目的室
投票日当日：投票所入場券に記載している投票所で必ず投票してください。
④投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その場合、確実に本人確認を行うために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をします。
ア　氏名・住所・生年月日などを宣誓
イ　運転免許証やマイナンバーカードなど、本人が確認できるものを持っていく

投票の流れはこちら▶

期日前投票・不在者投票ができる人

①投票日に仕事や旅行、地域行事などで投票所に行けない人
→期日前投票ができます。
②仕事などで選挙期間中に町外に滞在している人で、期日前投票にも行けない人
→滞在先の市区町村で不在者投票ができます。
③病院や施設に入院中・入所中の人
→入院・入所先が指定病院（施設）の場合は、そちらで不在者投票ができます。
④障がいなどがあり、投票所に行けない人
→身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の要件に該当する人、または介護保険の要介護者で要介護５の認定を受けている人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便による不在者投票ができます。
また、投票日の４日前までに投票用紙の請求を行う必要がありますのでご注意ください。
※②～④は事前に手続きが必要ですので、期間に余裕を持ってお問い合わせください。

町県民税と国民健康保険税の納税通知書を発送します

●問い合わせ　役場税務課　住民税係　☎096(293)3117

納税通知書と納付書を６月中旬に発送しますので、期限内の納付をお願いします。

町県民税は１月１日現在の住所地で課税します

１月２日以降に町へ転入した人は、１月１日に住んでいた市区町村から納税通知書と納付書が届きます。
会社などに勤めている人で、町県民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

令和７年度町県民税の定額減税は、一部対象者に限り実施します

●対象者
次のすべてに該当する人
・令和６年中の合計所得が1,000万円以上～1,805万円以下の人で町県民税所得割が課税される納税義務者
・国外居住者ではない同一生計配偶者がいる人
※令和６年12月31日時点で納税義務者と生計を一つにし、令和６年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。

●定額減税額
納税義務者本人の令和７年度町県民税の所得割額から上限１万円

●その他
令和６年度町県民税の支払い方法は、定額減税により通常の支払方法と異なっていましたが、令和７年度町県民税は、通常の支払方法となります。

詳しくはこちら▶

国民健康保険税の制度が改正されました

その１

●保険税の負担軽減対象者の範囲が拡大します
国の定める所得基準を下回る世帯には、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。軽減については、町で判定するので申請などは不要です。
均等割額……被保険者一人一人にかかる金額
平等割額……１世帯ごとにかかる金額
令和７年度から５割軽減と２割軽減の所得基準が見直され、軽減となる人の範囲が拡大します。

注意事項
所得の申告がない場合は軽減対象となりません。令和６年分の申告をお忘れの人は税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

保険税軽減基準額

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和７年度(見直し後)	令和６年度
７割	※変更なし	43万円＋10万円×(給与所得者などの数－１)以下の世帯
５割	43万円＋(30.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者などの数－１)以下の世帯	43万円＋(29.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者などの数－１)以下の世帯
２割	43万円＋(56万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者などの数－１)以下の世帯	43万円＋(54.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者などの数－１)以下の世帯

その２

●国民健康保険税の課税限度額を変更します
国民健康保険制度と事業の円滑な運用を行うため、令和７年度の国民健康保険税から課税限度額を引き上げます。

保険区分	令和７年度	令和６年度	変更額
医療保険分	66万円	65万円	＋１万円
後期高齢支援金分	26万円	24万円	＋２万円
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし

※課税限度額とは…税金を計算する際の「上限」のことです。国民健康保険税では１世帯当たりの「これ以上の金額は課税しません」というラインが決められています。